

令和3年6月24日

厚生労働大臣 田村憲久様

子どもの家庭養育推進官民協議会  
会長 鈴木英敬



## 家庭養育優先原則を迅速かつ確実に実現するための提言

子どもの家庭養育推進官民協議会の取組に対し、平素から格別の御高配、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本会は、虐待や親の養育困難などにより実の親と暮らすことができない子どもたちを支援することを目的とした全国初の官民連携組織として、平成28年4月4日（養子の日）に発足し、里親委託、特別養子縁組の取組を推進しています。

これまで本協議会が提言してきました子どもの権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化、特別養子縁組制度の改正等、子どもの最善の利益の視点に立った法制度の大きな改革を進められてきたことを高く評価するとともに、関係者の皆様のご尽力に対し、心から敬意を表します。

令和4年度には児童福祉法改正が予定されており、本協議会に参画する行政機関や民間団体からはいくつかの要望が提起されています。これらを提言内容にまとめましたので、特に1. 子どもの権利擁護に向けた取組の推進、2. フォスタリング機関の義務的経費化、5. 在宅支援メニューの充実と包括的在宅措置制度の創設について、令和4年度に向けた児童福祉法改正、予算、取組等に反映していただき、国と地方、関係団体の連携のもと、子どもの最善の利益の視点に立った、家庭養育優先原則による社会的養育の実現に向けた取組を迅速かつ確実に実施されることを強く要望いたします。

## **1. 子どもの権利擁護に向けた取組の推進**

- ① 児童福祉法では、検討規定として、「児童の意見表明権を保障する仕組みの構築その他の児童の権利擁護の在り方について、施行後2年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。」とされている。子どもの意見表明支援を法定義務とし、意見表明形成及び支援を行う独立した子どもアドボケイトの創設と、子どもの権利擁護全体のアドボカシーシステム構築に向けて積極的に取り組み、令和4年度の予算に反映させ、法制化を検討すること。
- ② 子どもの権利擁護やアドボカシーの実施に向けた地方自治体や民間団体の取組を積極的に支援し、権利擁護に向けた具体的な事業を幅広く支援する補助金を創設すること。

## **2. フォスタリング機関の義務的経費化**

- ① 国から示された要領に基づいた里親養育支援体制の構築のためには、これまで各地域が進めてきた取組を踏まえて、地域の実情に応じた対応を検討し、取組を円滑に移行させていく必要がある。しかし、地方自治体において、現行の負担割合（国、地方1/2）では財政的に限界があるうえ、補助金であるため単年度の公募であり継続性が確保できず、子どもの養育の継続が担保されない。これらに対応するため、フォスタリング機関が継続的に質の高い里親養育支援に取り組めるよう補助金から措置費等の義務的経費に切り替えること。

## **3. 里親制度及びファミリーホームの見直しを検討する場の創設**

- ① 「新しい社会的養育ビジョン」においてケアニーズの内容や程度による加算制度の導入、専門里親制度の見直し、ショートステイ里親などの新しい類型の創設、里親の名称変更などが提言されている。今後、里親制度やファミリーホーム制度を総合的に見直すために、検討の場を創ること。
- ② ファミリーホームに委託されている子どもの46.5%が障害児であり、児童養護施設で対応できないケアニーズの高い子どもも措置されている。委託児童の年齢は17歳が最多となっており、6人の子どもに常勤1名非常勤2名という国庫補助の基準の中、養育者の熱意と努力で成り立っている現状がある。そのため家庭養護であるファミリーホームの定員を原則4人とした上で4～6人の子どもの委託を可能とし、子どもたちの育ちが保障されるように手厚い養育体制を整えるべきである。夫婦専任ファミリーが3割を超える中、ファミリーホームの安定的な運営を確保するためには、障害児への加算や定員払いの検討など措置費の見直しも必要である。

## **4. 子ども家庭支援体制の強化と充実**

- ① 平成30年12月18日に公表された児童虐待防止対策体制総合強化プラン（以下、新プランと略す）は、里親養育支援児童福祉司・市町村支援児童福祉司も含めた児童福祉司及び児童心理司等の配置基準が明記された。また、市町村において、市区町村子ども家庭総合支援拠点等を令和4年度までに全市町村に設置する旨規定されたものの、小規模な自治体では必要な人員の確保が困難である等の理由から設置が進んでいない。児童相談所の職員配置の増員及び市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置を確実に推進するため、地方交付税の増額措置や新たな交付金の創設など必要な財源措置を行いつつ、小規模な自治体の人材確保について、国として積極的に取り組むこと。

- ② 児童福祉分野の職員体制の強化にあたっては、専門性の強化が必要不可欠である。子ども家庭福祉に共通する専門性を担保する仕組みとして新たな資格の創設を提言した令和3年2月「子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ とりまとめ」を踏まえ、国家資格として新資格の創設に取り組むこと。
- ③ 里親制度の普及・促進に向けては、児童相談所と市町村が連携して取り組むことができる環境の整備が重要である。市町村が児童相談所等と連携して取り組む里親制度の普及・促進に向けた補助金を児童家庭支援センターも対象とすること。また、児童家庭支援センターやフォスタリング機関などが市町村からの要請を受ける調整機関となって、里親をショートステイの受け皿として活用する体制の整備に必要な財政支援制度を創設すること。
- ④ 一時保護や特別養子縁組の申し立て等に必要となる児童相談所の弁護士配置について、財政支援を強化すること。
- ⑤ 児童家庭支援センター等における市町村と連携した質の高い在宅支援サービスの提供を可能とするため、そのための体制整備に必要な十分な財源措置を行うこと。特に、支援実績の多い児童家庭支援センターに関して、職員を加配できるよう補助制度の拡充を行うこと。
- ⑥ 中核市の児童相談所設置においては、準備段階においても児童相談所を設置している自治体に職員を派遣する等により、設置市と同等の業務を担っていることから、国は市が児童相談所設置市に移行前の準備段階においても財政支援を拡充すること。また、中核市は都道府県と異なり広域性に欠けるため、要保護児童の社会的養育は市外の里親等に委託せざる得ない傾向にある。これは、児童相談所の設置を目指す中核市において大きな課題であり、里親委託の促進に当たっては、国において、自治体の枠を超えた広域的な仕組みを創設すること。
- ⑦ 児童相談所を含めた社会的養護、保育所・学校等で子どもに関わる人員を採用・登録等する際に、犯罪歴や虐待歴（被措置児童等虐待含む）等がある場合にチェック機能が働く全国的な照会データベースの設置に向けた検討を開始すること。

## **5. 在宅支援メニューの充実と包括的在宅措置制度の創設**

- ① 市町村による在宅支援を強化するため、子ども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センターが支援に活用できる子育て短期支援事業（ショートステイ等）、養育支援訪問事業、産前・産後母子支援事業、通所プログラムをはじめとした支援メニューの充実と十分な財源措置を行うこと。
- ② 児童相談所による指導措置（2号措置）の市町村指導委託は十分に活用されておらず、活用されている場合も指導に終始し、支援メニューの無料利用が可能となる措置費の裏付けがない。児童福祉法が掲げる家庭養育原則（保護者支援）の実現に向けた在宅支援の実効性を担保するため、要保護性等に基づく市町村の措置決定を受けた児童が、上記①に挙げた事業や保育所利用など必要なサービスを包括的に無償利用できる在宅措置制度の創設を検討すること。
- ③ 在宅措置で活用されるサービスについて、子ども・子育て支援や社会的養護に関わる民間機関、障害児支援機関やNPO法人が提供できる事業体系や、その提供量に応じて措置費が支弁される仕組みを検討すること。

## **6. 特別養子縁組および里親制度の推進**

- ① 子どもの出自を知る権利を保障し、不適切な国際養子縁組を防ぐため、民間養子縁組団体のデータを一元的に管理し、国際養子縁組の可否を判断する中央養子縁組機関の創設を検討すること。また、養子縁組家庭への中長期的な支援体制の整備などの社会的基盤づくりに向けた財政措置を行うこと。
- ② 育児・介護休業法において、養子縁組を前提として養育している子どもについては、子どもの年齢に関係なく、特別養子縁組を前提とした養育が始まってから1年間は育児休暇を取得できるよう法改正を検討すること。
- ③ 虐待・DVのおそれがある場合の保育所の優先利用が全国どこの自治体でも実施されるよう更なる周知徹底を図ること。また、保育所等（幼稚園、認定こども園、児童発達支援センターなど）の優先利用に里親・ファミリーホームなどの社会的養護下の子どもを加えるなど、社会的養護下の子どもが確実に保育所等に入所できる制度を整えること。
- ④ 里親制度の普及、里親子間の愛着関係の形成及び子どもの心身の健全な発達のため、子どもの年齢に応じて、里親が正式な受託に至る前のマッチングの期間中も含めて、一定期間、柔軟に休業できる制度を数年以内に構築するため、検討を開始すること。
- ⑤ 改正民法の趣旨について児童相談所をはじめ関係機関に正しく周知するとともに、児童相談所長による申し立ての好事例集を示すなど、特別養子縁組を必要とする子どもにその機会が保障されるよう、特別養子縁組を進めるための指針を定めること。

## **7. 児童福祉施設が取り組む多機能化・地域分散化・専門化への支援の充実**

- ① 社会的養育環境の整備にあたっては、里親と児童福祉施設が互いに連携して支援を必要としている子どもの養育に取り組める環境の整備が不可欠であるため、施設が取り組む専門性の向上や多機能化、施設の小規模化、地域分散化が子どもの不利益となることなく円滑に進むよう、安定した運営が継続できる体制の保障や新たな取組を促進する適切な予算措置を行うこと。
- ② 乳児院が多機能化に取り組むにあたっては、フォスタリング業務に留まらず在宅支援等の新たな機能を担うための職員再トレーニングや新たな人材確保・育成が必要であり、研修に加えてコンサルテーション等の体制を整備すること。
- ③ 障害児入所施設については、「障害児入所施設の在り方に関する検討会報告書」に基づき、地域小規模障害児入所施設の創設、里親・ファミリーホームへの支援、職員配置基準の引き上げ等、十分な予算措置を行うこと。
- ④ 児童養護施設等の暫定定員の設定における算定対象に、子育て短期支援事業（ショートステイ等）の利用実績も含めること。

## **8. 一時保護受入体制整備に向けた支援の充実**

- ① 現在、児童養護施設や乳児院等とされている一時保護専用施設の設置に向けた補助の対象に、小規模の安全安心な家庭的環境で専門的にアセスメントやケアなどを実践しているNPO法人を加えること。

- ② 一時保護ガイドラインに沿って、地域に分散化した開放的で小規模な一時保護専用施設を、多くの子どもが活用できるよう、一時保護児童のみを対象としている現状の通知文「児童養護施設等における一時保護児童の受入体制の整備について」を見直し、利用者の変動の大きい委託一時保護専用ユニットを有効活用するため、子育て短期支援事業（ショートステイ等）や、里親の一時的な休息のための援助（レスパイト・ケア）で受け入れる児童が利用できるようにすること。
- ③ 児童相談所付設の既存一時保護所の小規模化に向けた施設整備については、地域分散化などにより既存一時保護所の定員を縮小する場合も含めて、次世代育成支援対策施設整備交付金の対象とすることを明確にすること。また、交付要綱は自治体の実情に合わせたものとし、既存一時保護所の小規模化を促進すること。
- ④ 一時保護委託中の子どもが、教育権の保障の観点から原籍校への通学等が可能となるよう、現状の一時保護委託児童通学送迎費を増額するなど制度を整備すること。
- ⑤ 一時保護専用施設職員の配置基準を地域小規模児童養護施設並みの配置基準にすること、あるいは、高機能化加算の対象にする等の改善をすること。また、一時保護委託を受ける里親に対しても、十分な支援体制を構築すること。あわせて、送迎のための財源や人員を確保すること。

## 9. その他

- ① 社会的養育の推進において、3歳未満や未就学児の里親委託率の統計を導入し、里親委託率だけでなく、家庭復帰や特別養子縁組などのパーマネンシー保障を評価する指標や、再通告率や再保護率、一時保護委託による里親の活用等を評価する多角的な指標の導入を検討すること。また、未委託里親の活用や委託を希望する里親を顕在化させる仕組みを設けること。
- ② 今後、社会的養育において外国籍の子どもの増加が予想され、言語の問題、入管上の問題、実親との面会など、ケースごとに対応の異なる問題が生じる可能性があるため、社会的養育にいる外国籍の子どもの実情と課題の把握について検討すること。
- ③ 児童相談所業務の質の評価を行うことが児童福祉法上明記され、令和2年4月より施行されているが、評価の依頼先に苦慮する自治体も多い。全国の児童相談所で客観的で公正な第三者評価が実施されるためには、評価者の専門性はもちろん、評価者自身が経験を積み重ね、相互に共有することができるよう、児童相談所を専門的に評価することができる機関の構築が必要である。また、一時保護やフォスターリング機関も同様の特徴があり、「第三者評価機関」の創設を検討すべきである。
- ④ 令和3年度予算から、「里親委託加速化プラン」に採択されると補助金の国補助率嵩上げされるようになったが、そもそも前提（令和元年度末策定の都道府県計画）に合致しないため、採択が難しい。都道府県計画策定以降、里親委託推進に積極的に取り組んでいる都道府県等については、要件を緩和すること。また、次年度以降の予算については、夏頃には採択すること。